

令和8年第6回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和8年6月26日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第2会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	8番 山本 裕子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 川合 陸仁 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農業経営改善計画認定申請書について（別冊）
	議案第 2 号	
	専決第 1 号 専決第 2 号	
	その他	現況証明願について 公共転用届について 競公売に伴う買受適格証明願について

開会	(15 : 00) 事務局長	定刻になりましたので、只今より令和 8 年第 6 回農業委員会を開催させていただきます。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。 ▲挨拶 議案に入る前に本日の議事録署名者は 5 番、6 番の両名ですのでお願いいたします。 本日の会議に傍聴の申し出はございますか。 本日の会議には傍聴の申し出はございませんでした。 それでは議案に入ります。 では始めに議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 6 番の資材置場として利用するものについてご説明いたします。 申請地の場所につきましては、議案書 2 ページをご覧ください。 申請地は日進中学校より南の位置に所在する 1 筆で、登記地目、現況地目ともに畑で、面積は 366 m²です。 申請法人は、平成 7 年に設立、本社は日進市竹の山一丁目に所在し、管工事業及び一般土木業を営んでいます。 資材置き場が事業地の敷地内では手狭で、別で資材置き場を借地しています。作業の効率上、資材置場を当該地にか所に集約すると、事業所から近く効率よく活用が出来るため、当該地にて計画をしたものです。 排水については、表面水は自然浸透とし、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。 農地法第 5 条第 2 項第 1 号の農地区分については、原則転用可能である、3 種農地と判断されますので支障ありません。 第 2 号から第 5 号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 議案第 1 号について説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	
	事務局 議長	
	事務局	

	議長	議案第 1 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 2 号「農業経営改善計画認定申請書について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 まず、本件に関わる「農業経営改善計画書」の手続きについてご説明いたします。農業経営改善計画の認定は、「農業経営基盤強化促進法」第 12 条第 1 項において、市町村の区域内で農業経営を営む者、または営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより農業経営改善計画を作成し、市町村に提出して、その計画について適当である旨の認定を受けることができると定められております。 この認定を受けることにより、「認定農業者」として位置付けられることとなります。 また、この認定にあたっては、同法第 12 条第 5 項において「同意市町村は、第一項の認定申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、これを認定するものとする」と規定されております。具体的な要件は次のとおりです。基本構想に照らして適切であること、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること、その他農林水産省令で定める基準に適合することで、本件の申請者は、現在すでに認定農業者であり、前回の認定から約 5 年が経過したことに伴い、再認定を受けるために今回の申請に至ったものです。 続いて、申請された計画の概要についてご説明いたします。 申請者は、いちごの生産を中心とした経営を行っておりいちご狩りいちごの直売にも取り組んでいます。今後の目標としては、主たる従事者一人当たりの所得 3 2 0 万円を
	議長	
	事務局	

		目指した計画となります。 次のページをご覧ください。 生産方式の合理化に関する現状と目標措置については、現状、ビニールハウスが車いすでも通行できる通路幅があり、土地面積の割には棚を設置できないため生産量が少ない・人材不足により適正な管理ができないといった課題があります。２段高設栽培の検討やＯＪＴによる人材育成により、いちごの収穫量の増加、安定的な生産体制の確立を目指します。 経営管理の合理化に関する現状と目標措置については、予約サイトへの掲載手数料の割合が高い、顧客に対する情報発信が十分にできていないという課題があります。 手数料を伴う宣伝手法の再考・農家レストランや従業員のＳＮＳによる発信の強化により、自社での集客力の確保及び情報発信に努めます。 農業従事の態様の改善に関する現状と目標措置については、多様な人材の定着のための体制が充分でないため、福利厚生充実と農の雇用事業の利用により給与受給者の安定確保、多様な人材の定着を目指します。 その他農業経営の改善に関する現状と目標措置については、ＨＰやＳＮＳでの情報発信、制度資金の活用を検討により、会員数の確保と温室内エアコンの整備を検討します。 当該申請計画は、前回認定時の計画を基にしつつ、時代や経営環境に即した改善点が反映されており、日進市の農業振興基本構想に適合するものであると認められます。また、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点からも適切な計画であると考えております。 本申請につきましては、農業委員会のご意見をいただいた上で、認定農業者として再認定することに支障はないものと考えております。 それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第２号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等ございますか ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第２号「農業経営改善計画認定申請書について」賛成
	議長	

		の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、「専決」について、事務局より報告をお願いします。
	議長	
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告。) ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 5件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 9件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。) ・公共転用届について ・現況証明願について ・競公売に伴う買受適格証明願について
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和8年第6回農業委員会を終了させていただきます。